

議案第19号

債権の放棄について（教育委員会関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の表の債務者名欄に掲げる各債務者
- 2 債 権 の 内 容 大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（平成25年大阪市条例第93号）に基づき本市が実施した学校給食に係る学校給食費に係る債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表の債権の額欄に掲げる金額の合計金325,374円及びこれらに対する延滞損害金

	債務者名	住所	債権の額
1	水田 徹	大阪市淀川区東三国6丁目19番8-408号	金84,648円
2	佐藤 晃子	大阪市生野区巽中2丁目22番24号 メロデ ィハイム巽 303	金70,824円
3	濱崎 亜紀子	大阪市港区南市岡3丁目1番12-412号	金78,900円
4	本橋 奈津枝	大阪市住之江区平林南2丁目6番2-403号	金91,002円

- 4 放棄の理由 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

令和7年2月7日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

債務者らに対する学校給食費に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。